

その他、実務上の取扱いに基づく見直し、明確化による改正概要

改正項目	現行の規定内容	変更内容	変更の理由
(あ) 補欠選任の地方扶助審査委員の任期規定の新設(§7V)	委員の任期は2年(固定)、任期途中の退任による補欠選任の委員の任期に関する定めなし。	補欠選任の委員の任期は、退任委員の任期の満了時までとする。	センターの補欠役員の任期が前任者の残任期間とされていること(総合法律支援法§25I)等に倣ったもの。
(い) 代理援助における関連事件の援助申込み方法に関する規定の整備(§26IX)	関連事件の援助申込みについて、書類作成援助においては、中間報告書、最終報告書等の提出をもって援助申込みとみなしているが、代理援助に関する同様の定めがない。	代理援助についても、中間報告書等の提出をもって関連事件の援助申込みとみなすこととする。	書類作成援助との均衡を考慮
(う) 援助開始決定後の決定内容の変更決定に関する規定の新設(§30II)	援助開始決定において定めた立替費用の種類・金額等については、その後の変更を可能とする定めがない。	地方事務所長は、援助開始決定後に、審査に付して、援助開始決定の内容である立替費用の種類・額等の全部又は一部を変更することができるものとする。	援助開始後の事情変更により案件の処理方針を変更する必要がある場合に、これに伴い立替費用の種類・額等の変更も要するところ、これを可能とする規定を整備したものの。
(え) 援助開始後に援助要件が欠けた場合の調査規定の新設(§35)	援助開始又は不開始決定の判断に必要な事項について調査可能。事後に援助要件を欠いた場合にされる援助取消決定(§40)の判断に必要な事項についての調査については定めがない。	援助取消決定についても調査できるとする。	援助の開始・不開始の判断は援助要件該当性に基づくものであり、援助開始・不開始決定のための調査は援助要件の有無を調査するものであるから、同様に援助要件の有無を判断する援助取消決定についても、調査対象としない理由がない。
(お) 個別契約の迅速な締結を義務付ける規定の新設(§42)	個別契約の迅速な締結を義務づける規定なし。	地方事務所長は受任者等となるべき者を選任したときは当該者にその旨を通知することとし(§38VII, §39VI)、当該者は、その通知を受けたときは速やかに個別契約を締結するよう協力しなければならないとする。	選任された受任者等に速やかに個別契約を締結させることとして、その後速やかに案件処理に着手することとされていること(§46I)と一体として、迅速な援助を実現する。
(か) 受領金銭保管義務者の見直し(§49)	受任者が事件に関し相手方等から金銭を受領したときは、速やかにその全額を地方事務所長に引き渡さなければならない。特別の事情あるときは、受任者に一時保管させることができる。	相手方等から受領した金銭は受任者において一時保管し、地方事務所長は必要があると認めるときは、当該金銭の全部又は一部を引き渡すよう求めることができるとする。	小規模事務所では金銭の受入・払出の事務負担が大きく、例外が主たる運用となっておりことから、原則受任者保管として受任者に報告義務を課すこととしたもの。
(き) 終結前の中間報酬金の決定に関する規定の新設(§49の2)	終結時の報酬金決定の定め(§57, 58)のみ。ただし、細則において、終結決定前に報酬予定額の仮払いができる旨の規定あり。	地方事務所長は、事件に関し相手方等から金銭を受領した旨の受任者からの報告がされたときは、終結決定前でも、審査に付して、当該受領金銭に対応する報酬金の額・支払い方法を決定することができるとする。	事案によっては終結決定前に相手方等から事件に関し金銭が支払われる場合があるところ、その場合に、当該金銭の額に応じた報酬金を中間報酬金として支払うことができるものとしたもの。その場合、細則における仮払いのような暫定的な方法ではなく、確定的な支払いの制度としたもの。
(く) 追加支出の際の被援助者の意見聴取義務に関する規定の新設(§50III)	追加支出の規定はあるも、被援助者に意見を聞く旨の定めはない。	追加支出に当たり被援助者の意見聴取を義務づけるものとする。ただし、連絡が困難かつ緊急性があるなど、特別の事情があるときは、この限りではないとする。	追加支出は被援助者の負担増となることから、意見聴取の必要があり、実務でもそのようにしているため。
(け) 被援助者死亡における個別契約の承継等に関する規定の新設(§53II)	被援助者死亡の場合は、個別契約の当然終了事由となっている。	被援助者死亡の場合において、個別契約上の権利義務を相続により承継する者が確定し、当該者が引き続き援助を希望し、かつ援助の要件に該当するときは、個別契約は終了せず、個別契約上の地位がその者に承継されたものとみなすこととする。	現行のままでは、たとえ相続人間の協議で承継者を定めたとしても、改めて援助申込み・援助開始決定が必要となることも解される上、前契約に基づく償還義務を当該承継人に承継させることができるかどうか不明瞭であることから、その取扱いを明確にしたもの。
(こ) 受任者等の辞任・解任等による個別契約終了後の手続の整備(§55)	地方事務所長は、個別契約の当然終了及び解除による終了の場合に以下の事項等を行う旨規定されている。 ①被援助者及び受任者等に対して通知すること(ただし、住所不明の場合を除く) ②後任となる受任者等を選任すること(§38III, 39II) ③受任者等に対し着手金等の全部又は一部を返還するよう求めることができること(§55III)	以下の事項につき、規定上明確にする。 ①個別終了契約通知は、被援助者死亡の場合に、住所が明らかな相続人に対してなすべきこと ②後任となる受任者等に対し新たに着手金等の立替額を決定できること ③受任者等に対し着手金等の返還を求めることが決定されたら、被援助者はその限度で償還を免れること	①被援助者が死亡して個別契約が当然に終了した場合、その旨を住所が明らかとなっている相続人に対する限度で通知するのが相当である。 ②後任となる受任者等には当然着手金等の支払が必要になるので、その決定手続に関する規定が必要となる。 ③受任者等に対し着手金等の返還を求める額が決定されたら、その額は受任者等の法テラスに対する債務に転化するものであり、被援助者の立替金債務はその金額の限度で減少する旨を規定上も明確化する必要がある。
(さ) 関連事件継続中の終結決定の取扱いに関する規定の新設(§56I)	事件が終結し、受任者等から終結報告書が提出されたときは、終結決定をする。	現行規定の例外として、終結決定の対象となる事件に関連する事件が継続している場合で、かつ、§58IIにより関連事件の終結決定を待って報酬金の決定をすることとした場合は、終結決定しない。	関連事件があるときはこれとあわせて終結決定をし、報酬金等を定めることが相当な場合もあるため。
(し) 終結決定後の償還方法の変更に関する規定の整備(§59IV)	援助終結後の償還方法の変更規定はない。	地方事務所長は、援助終結後に、被援助者の申請を相当と認めるときは、償還方法の変更を決定することができる。	援助終結後の生活状況等の変化に応じて償還方法の変更を要する場合もあるところ、そうした被援助者の事情に応じて償還方法の変更を可能するため。